

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第2章 本則</p> <p>(戦略的受託測定サービス事業における測定料)</p> <p>第8条の4 戦略的受託測定サービス事業における測定料(依頼者自身による測定機器利用を含む。)については、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(50周年記念ホール使用料の額)</p> <p>第9条 東京農工大学50周年記念ホールの使用料の額については、別に定める。</p>	<p>第2章 本則</p> <p>(戦略的受託測定サービス事業における測定料)</p> <p>第8条の4 戦略的受託測定サービス事業における測定料(依頼者自身による測定機器利用を含む。)については、別に定める。</p> <p><u>(徽章、ブランドマーク等の使用料)</u></p> <p><u>第8条の5 本学の徽章、ブランドマーク、ロゴタイプ、スクールカラー、ブランドステートメント及び公式キャラクターを営利目的で使用する際の料金については、別に定める。</u></p> <p><u>(合同企業研究会出展料)</u></p> <p><u>第8条の6 合同企業研究会に民間企業等が出展する際における料金については、別に定める。</u></p> <p>(50周年記念ホール使用料の額)</p> <p>第9条 東京農工大学50周年記念ホールの使用料の額については、別に定める。</p>	<p>本学ブランドマーク等の営利目的の使用に係る料金を新たに定義するための改正</p> <p>合同企業研究会に企業が出展する際の料金を新たに定義するための改正</p>

附 則 (令和5年11月6日規程第47号)

この規程は、令和5年11月6日から施行する。